

令和6年度医療安全に関するワークショップ実施要領

1 目的

医療安全対策に関する知識等の修得、討議等を行うことにより、医療機関の管理者や安全管理者等の資質向上を図り、もって医療の安全性の向上を図ることを目的とする。

2 開催時期

開催時期は、原則として本年10月～12月の間とし、各地方厚生（支）局において決定すること。

3 主催者

各地方厚生（支）局

4 開催場所

各地方厚生（支）局において選定すること。

5 受講対象者

本ワークショップの受講対象者は、以下のとおりとする。

- （1）主催する各地方厚生（支）局管内の医療機関（特定機能病院を含む。）において、医療安全管理体制の中心的役割を担う者として以下に掲げるもの
- ① 管理者（医療機関における管理者）
 - ② 医療安全管理者（医療機関全体の安全管理を担当する実務者。専任、兼任は問わない。）
 - ③ 上記①②以外で、医療機関内で医療安全管理業務に従事する者や医療安全に関心のある者等
- （2）各都道府県、保健所設置市区において、医療安全に関わっている行政職員等。ただし（1）の者を優先すること。

なお、受講対象者の決定に当たっては、各地方厚生（支）局において決定すること。
また、受講者を決定した際には、その旨を当該者に通知すること。

（受講者の決定の流れの例）

- ① 地方厚生（支）局長は、受講者の推薦を都道府県知事に依頼する。
- ② 地方厚生（支）局長は、（1）により推薦のあった者について、受講者を決定し、当該都道府県に通知する。
- ③ 都道府県知事は、当該受講者に対して必要な事項を通知する。

6 開催形式、内容等

開催形式・内容等については以下のとおりとし、予算の範囲で各地方厚生（支）局において決定すること。

- （１）開催形式（①と②両方の実施を基本とし、対面開催だけでなくオンライン開催やオンライン併用も可とする。ただし②に関しては予算等に応じて実施を検討すること。）

① 医療安全に関するテーマについての討議

医療機関の医療安全管理者を対象に実施。事前に設定した医療安全に関するテーマについて討議を行う。

② 医療安全に関する講演

医療機関の管理者、医療安全管理者、その他医療安全管理業務に従事する者を対象として実施。各地方厚生（支）局の所管地域に関連の深いテーマ等を設定して講演を行うこと。なお、講演開催の一助として、医政局地域医療計画課医療安全推進・医務指導室（以下「安全室」という。）が（２）①及び②の内容について講演動画を作成し、各地方厚生（支）局に提供する。

（２）内容等

（１）②の講演については、以下を踏まえ内容を企画することとし、安全室から提供する講演動画を必要に応じて活用すること。

① 医療安全施策の普及啓発に資するような研修内容を含めること。

（医療事故調査制度や医療事故情報収集等事業等）

② 医療安全に関する患者・家族の声を反映した内容を含めること。

③ 各地方厚生（支）局の所管地域の医療安全支援センターに関連した内容（医療安全支援センターに寄せられる相談事例の傾向や教訓的事例の共有等）を含めること。

7 経費

ワークショップ開催に要する経費は、原則、主催者側の負担とするが、受講者の旅費、食費、宿泊費等の経費は、受講者の負担とすること。

8 その他

安全室において事前に開催内容を把握するため、各地方厚生（支）局においては、ワークショップ実施要領、日程及びプログラム等について、開催日の概ね１か月前までに安全室に情報提供すること。

なお、講師等は、ワークショップの目的を踏まえ、各地方厚生（支）局において選定すること。

また、開催後は実施結果（参加者数、アンケートの結果など）及び関係資料１部を開催日の概ね１か月後までに安全室に送付すること。アンケートには以下の項目を含めること。

① 参加者の医療機関等における役職（管理者、医療安全管理者など）の内訳

② 翌年以降のワークショップで行う討議のテーマについての希望